

第2回町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会 議事要旨

- 1 開催日時：2022年12月2日（金） 午前10時00分～11時00分
- 2 開催場所：町田市役所9-2会議室
- 3 出席者
丹間委員長、高橋副委員長、大野委員、中委員、若月委員
(欠席 仲村委員、宮崎委員)
事務局 都筑担当係長、奥津担当係長、菅根担当係長
- 4 傍聴者 2名
- 5 議題
 - ①第1回検討委員会の振り返り
 - ②学区外通学の新制度案への意見交換について
 - ③学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担について
 - ④次回検討委員会について

<配布資料>

- ①第1回町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会議事要旨
- ②学区外通学の新制度案への意見交換について
- ③学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担について

議事内容（敬称略）

① 第1回検討委員会の振り返り

配布資料「①第1回町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会議事要旨」で説明

② 学区外通学の新制度案への意見交換について

別添「2 学区外通学の新制度案への意見交換のまとめについて」参照
質問なし

③ 学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担について

配布資料 ③学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担について

<質疑応答等>

- 委員 1.5キロメートルの円を描いてというので距離を測られていると思いますが、実際には直線の道路はありません。1.5キロをどうやって誰が測っていますか？ 例えば、小野路町や野津田町は山坂が多いところは、直線を行くのと坂を登るのと距離が違います。

○事務局 1.5キロについては実測となっております。自宅から自宅の近くのバス停までの距離、バス停から学校近くのバス停までの距離とバス停から学校までの距離を足して計算しています。庁内のシステムで測っていきまして、バス路線を歩いていないかどうかを確認し測っています。

○委員 測る道路は誰が決め、通学路と指定しているところを測るのですか？

○事務局 現在は、合理的に、ここはないだろうという道路を歩いていなければ、何路線かあったら、ここはないだろうという路線を除いて、では、これぐらいかなというところで、何人かの目で見えています。

○委員 交通手段の対象はバスだけですか？

○事務局 電車もあります。

○委員 (意見等)

・子どもによっては、通学路は、川沿いに行くのが本当が一番近いです。川沿いは増水が危険という理由で、危ない街道沿いが通学路に指定されている道路を歩いています。そこの道でないと事故があったときに保険が下りない等言われています。指定の通学路はありますが、実際は街道より川沿いのほうが車は通らないので安全です。街道沿いに出て事故があると責任を負えないため、親は見守りに出ています。

・鶴一小はバス通学の子が多く、道路の白線が消えていて、バス停を降りたときに白線がないから、危ないから白線を引き直してくださいと通学路点検のときに言った際、その道路はバス通学で通学することを想定して、歩くことは想定していないため、白線の塗り直しはしませんと言われました。

・通学路と決められていることに対しての縛りが結構、厳しいと感じています。

・学校、行政、私たち（保護者）はそれぞれの目線が全く違うので、何でそうなるのか等たくさんあり納得がいかず、よく分かりません。実際に通学したいルートなら納得がいきますが、行政が通学路はここを測ったと言われると、そのルートではないし、それで通学費の補助が下りないのは勝手ではないかという気がしてしまいます。

・1.5キロで測られると、小野路は山が多く、斜めも高低差も等高線の範囲もあり、測定に差が生じます。1.5キロという一括の円ではなく、実際、実地はどうなのか、現場で子どもたちはどうなのかというところを、反映させていただけるといいかなと思います。

・通学距離が1.5キロ以上あって、バス通学ができて、補助の対象にもなりますが、その時間にバスが走っていなければ全く意味がありません。例えば、鶴一小だと、バスの運行が結構朝早い時間になります。そのバスに乗せるか、あと親が送るしかありません。子どもたちは、朝早く登校したときは、学

校長が校庭で遊ばせてくれています。神奈中バスに登校する時間帯にバスを走らせるようにと言うしかないかと思います。

・下校時は、バス停での待ち時間に子どもが走り回り、生活指導の先生がそのたびにバス停に指導に行ってくださいています。学童に行くお子さんがいたり、「まちとも」に行ったりするお子さんがいたりで、下校する時間がみんなばらばらです。夕方なので私たち（保護者）も出るに出られなくて、子どもが帰る時間帯にバスがあるのが本当は理想ですが、帰宅する時間帯にバスの運行はありません。

・バスが来るまでに、水筒の中の飲み物がなくなり、炎天下の中でずっとバスを待ち飽きて遊ぶ等してしまう。

・学校からは車で来ないでくださいと言われていますが、結局、親が送迎していないと通学できません。通学する路線バスがないと理由でいう親が送迎する場合は、ガソリン代の何%等、距離数に応じたガソリン代の補償みたいなものは対象に含むことはできないのかなと、思っています。地方の場合、通学するバスがないので、ガソリン代の補助があつたりします。

○委員長 個別の実態ということで、ありがとうございました。

今の件、今回の議題に関して確認しますと、地図でお示しいただいているのは同心円ですけれども、これは便宜的にこういうふうにしていただいているということでしょうか。実際には通学路の状況に応じて、実際には円というか、エリアというか、定点データが変わるということを確認できればということです。

○事務局 円の中に入っている、歩いて1.5キロかかっていたら対象になります。ただ、円の中でも、道がないとか、バスがないとか、ここが便利ではないとかありましたら、実測で測っていますので、取りあえず実測なら大丈夫です。

○委員長 例えば、円の中にもっと近い道があるのに、わざと遠回りです申請してくるみたいなものも点検いただいているということで、あまりないですか？

○事務局 それは何人かの目で見て測るという。そのときは補助対象にしない場合があります。

○委員長 次回、意見交換ということですがけれども、それに向けてあらかじめ確認しておきたい点等がございましたら、ほかの委員の方からもよろしく願います。

では、前提を確認させていただきたいと思います。

議題3の資料の2のところに通学費補助金制度の概要とありますけれども、今回は、今既にある通学費補助金制度の対象者の条件を広げる、追加するというような考えでお間違いないでしょうか。

○事務局 そうです。間違いありません。

○委員長 国としては、小学校は4キロ、中学校は6キロという基準ですので、町田市は、やはりこういう車社会というようなこともあって、少しでも子どもたちの安全のためにということで、この制度をつくられていると思うのです。今回、この制度を変更するというか、少し追加するというようなことに当たって、この制度ができたのがいつ頃か、なぜ当時1.5キロ、2キロになったのか等の補足を、次回、少ししていただくと、その趣旨も踏まえて、私たちとしても、その対象者をどういうふうに広げればよいのかということを考えられると思います。

確認したいこととしては、次回で構いませんので、1ページの2の(2)に①から⑤というのがあるが、そこに⑥を今回追加するということですが、そもそも、そういうふうにしてしまうと、逆に指定校に通学していて、つまり、③かつ⑥という状況はないのかなど。立てつけ上、そのように思いましたが、これはこういうふうに追加になるのでしょうか？これは全て満たしていないといけないということなので。

○事務局 そうですね。③、⑥はどちらかですね。

○委員長 そのあたりも次回までに整理していただければと思います。

○委員 これは、市が、今度、新しく制度をつくり直すというか、制度にするという話ですけれども、先ほど鶴川地区とか、あるいは本町田地区とか、モデルケースというふうにこの前からおっしゃっていましたが、この制度が町田市の小学校全体、学校全体に適用していくわけですか？

○事務局 こちらの通学費補助金制度というのは町田市全域の制度なのですが、対象の学校が、先ほど画面でも見せた、実際1.5キロ以上でバス通学をされている児童は、小学校でしたらこちらです。今のところ、2021年度実績として、小学校はこの4校。学校の統合と学区の再編に伴って通学の距離が長くなりますと、こちらの対象校が増えてくることを想定しております。通学費補助については全校対象になっております。

○委員 通学路は、今どなたがどういうふうにして決めていますか？学校、それとも校長先生が決めているのですか？

○事務局 通学路については校長先生が決めております。

○委員 最初は、何らかの経緯で先生たちが通学路を決めたかと思います。あと、途中で変えるということもあります。実際、うちの学校でも検討しているところですが、今、工事中の鎌倉街道は長年工事していて、歩道が極端に狭くなっているところがあり、そこで事故が起きたらという心配があるので、途中で変える可能性もあります。そのときは校長が責任を持って変えます。

○委員 見直した場合に、交通安全だとか、あるいは、見守りをしてきている人たちにどれだけ伝わっているかという問題はあります。私は10年、通学

路で旗を振っていますけれども、地域に通学路が変更されることについて話がきたことはありません。(通学路の変更等)そういうことも含めて、検討したりしていかないと、子どもの通学の安全を保てないと思います。

東京都の防犯リーダー講習会に行った際に、通学について危険箇所の地図を作るようにと何度も聞いていますが、いまだにできていません。学校によっては、作られているところもあるように聞いていますが、その辺を地元、保護者と共有できるようにできたら、子どもたちも安全に通学できるのかなと思ったりもしています。

○委員 新しい宅地開発については、学校も転入生情報と住所がくるけれども、その住所がどこなのかというエリアの特定まで、すぐにはできないと思います。情報をどうやって集めても、今度は個人情報だとなってしまうので、通学路の指定とかは難しいなと思いつつも、でも、学務課、学校の先生、校長先生、副校長先生や生活指導の先生とお話ししたりして、一応情報は持っていますが、地域の方となってくると、どこまで言ってよくて、どこに新しく家が建っていて、では、その家の子たちはどうやって通学しようかとなると、結構難しいです。そういう情報の集約はPTAのほうでも考えていければなと思います。ありがとうございます。

○委員長 次回も、この件に関しては意見交換があるということですので、事務局のほうでは、今日、各委員から質問があったこと等についてはご準備いただければと思います。よろしく願いいたします。

④ 次回検討委員会について

2023年1月27日金曜日午前10時から12時
町田市役所市庁舎10階 10-1会議室で開催予定

議題としては、本日の学区外通学制度の意見交換の報告、費用負担に関する意見交換、特別支援学級の指定校についての3つを予定しております。

以上です。